

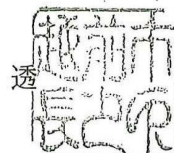


越前市告示第75号

令和8年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月19日

越前市長 平 林



- 1 日 時 令和8年5月26日 午前10時  
2 場 所 越前市議会議場

議案第 38 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書」を「同条第1項の規定による申告書」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害

者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡

に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定

暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の越前市市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義

務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税につい

ては、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う前条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

越前市武道館設置及び管理条例の一部改正について

越前市武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

越前市武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市武道館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項を削り、同表第 3 項中「、宿泊所和室」を削り、同項の表宿泊所の項を削り、別表第 3 項を同表第 2 項とする。

別表第 4 項の表宿泊所の部を削り、柔道場、剣道場の部中「400 円」を「1,500 円」に改め、同項を同表第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

越前市印鑑条例の一部改正について

越前市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

越前市印鑑条例の一部を改正する条例

越前市印鑑条例（平成 17 年越前市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。第 6 条第 1 項第 6 号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

越前市屋内遊び場設置及び管理条例の制定について  
越前市屋内遊び場設置及び管理条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

越前市屋内遊び場設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、こどもの健全な育成を支援するため、天候にかかわらずこどもたちが安心して遊ぶことができる屋内遊び場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 屋内遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 越前市屋内遊び場（以下「屋内遊び場」という。）

(2) 位置 越前市横市町第 2 8 号 1 4 番地の 1

(開場時間及び休場日)

第 3 条 屋内遊び場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

(1) 開場時間 午前 1 0 時から午後 6 時まで

(2) 休場日

ア 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日でない日）

イ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開場時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

(施設)

第 4 条 屋内遊び場には、次に掲げる施設を置く。

(1) 遊び場フロア

(2) 立体迷路

(使用者の範囲)

第5条 屋内遊び場を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして市長が認める者

(3) 保護者（前2号に掲げる者（以下これらを「子ども」という。）の親権者又は18歳以上であって屋内遊び場内において子どもを保護する責任を有する者をいう。）

(4) 前号のほか、子どもに同伴する者

(5) 前各号に掲げる者が参加する屋内遊び場における催事等を開催する者

(6) その他市長が特に認めた者

2 子どもが屋内遊び場を使用する場合は、前項第3号の保護者が同伴しなければならない。

(占有使用の許可)

第6条 屋内遊び場の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、屋内遊び場の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「占有使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に屋内遊び場を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(占有使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしてはならない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
  - (4) 暴力排除の趣旨に反するとき。
  - (5) 施設の管理上支障があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。
- (許可の取消し等)

第8条 市長は、占有使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該占有使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第9条 占有使用者は、許可を受けた使用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により使用の許可を取り消された場合は又は使用を制限された場合に準用する。

(入場及び使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入場を拒否し、若しくは退場を命じ、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 施設に入場させ、又は施設を使用させることが、施設の管理上支障があると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める者

(損害賠償等)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、建物、設備、展示品等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由

があると認めたときは、この限りでない。

(管理の代行)

第12条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に屋内遊び場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う屋内遊び場の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 屋内遊び場の維持管理に関する業務
- (2) 屋内遊び場の占有使用の許可及び使用調整に関する業務
- (3) 市長の承認を受け、屋内遊び場の開場時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に休場すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条から第8条まで及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月4日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による使用の許可に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 4 2 号

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部改正について  
越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「これを変更し、又は臨時に」を「開館時間を変更し、又は臨時に開館若しくは」に改め、同条第 1 号中「午後 1 0 時まで」の次に「（日曜日は午後 6 時まで）」を加え、同条第 2 号ア中「（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）を除く。）」を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「国民の祝日」の次に「（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する国民の祝日をいう。）」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 第 3 日曜日

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

越前市駐車場設置及び管理条例の一部改正について

越前市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

越前市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市駐車場設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場の項中「越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場」を「越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第 1 駐車場（以下「越前たけふ駅第 1 駐車場」という。）」に改め、同表に次のように加える。

越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第 2 駐車場（以下「越前たけふ駅第 2 駐車場」という。）	越前市岩内町 8 字 7 番
越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第 3 駐車場（以下「越前たけふ駅第 3 駐車場」という。）	越前市大屋町 1 6 字 1 1 番 3
越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第 4 駐車場（以下「越前たけふ駅第 4 駐車場」という。）	越前市大屋町 3 字 2 9 番 2

第 5 条中「の利用期間は、別表第 2 のとおり」を「に利用できる期間（月ぎめ制による利用の場合を除く。）は、入場の日から起算して 7 日目の供用時間終了時まで」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、車両1台ごとに使用料を負担しなければならない。

第6条第2項中「使用料の種類」を「駐車場の利用形態」に、「駐車場」を「駐車場、利用時間」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「場合には」を「場合にあっては」に改める。

第8条中「月ぎめ駐車場」を「月ぎめ制により駐車場」に改める。

第9条の見出しを「（緊急車両等の使用料の特例）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる車両等を駐車場に駐車するときは、使用料を徴収しない。

第9条第1項第1号中「緊急車両を駐車させるとき。」を「緊急自動車」に改め、同項第2号中「を駐車させるとき。」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「を駐車させるとき。」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車

第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の減額）

第9条の2 市長は、利用者が規則で定める公共交通機関を利用するために駐車場を利用する場合は、規則に定めるところにより使用料を減額することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めた場合は、使用料を減額することができる。

第10条各号列記以外の部分中「駐車」を「駐車場の利用」に改める。

第11条中「駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第12条の見出しを「（休止）」に改め、同条中「一部」を「一部の供用」に改める。

第20条第1項第1号中「を休場し」を「の全部又は一部の供用を休止し」に改め、同条第2項中「及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者と、第1

3条第1項中「市長へ」とあるのは「指定管理者へ」を「、第12条及び第13条第1項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」に改める。

別表第1駐車場の項中「車両等」を「車両」に改め、同表越前市王子保駅駐車場及び越前市武生駅東駐車場の項中「越前市王子保駅駐車場及び越前市武生駅東駐車場」を「越前市王子保駅駐車場、越前市武生駅東駐車場、越前たけふ駅第2駐車場、越前たけふ駅第3駐車場及び越前たけふ駅第4駐車場」に改め、同表越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場の項中「越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場」を「越前たけふ駅第1駐車場」に改め、「普通自動車」の次に「（ただし、長さ5.00m以下、幅1.90m以下及び高さ2.30m以下のものに限る。）」を、「小型自動車」及び「軽自動車」の次に「のうち二輪自動車以外のもの」を加え、同表摘要を次のように改める。

摘要

この表に掲げる車両に積載物があるときは、積載物を車両の一部とみなし、当該車両に係る長さ、幅及び高さに係る制限は、普通自動車の制限と同じとする。

別表第2を削る。

別表第3を次のように改める。

使用料

(1) 回数制によるもの

(1回につき)

駐車場	使用料
越前市王子保駅駐車場	200円

(2) 時間制によるもの

駐車場	利用時間	使用料
越前市武生駅東駐車場	入場後8時間以内	300円
	入場後8時間超	300円に8時間を超えるごとに100円を加算した額

越前たけふ駅第1駐車場及び越前たけふ駅第2駐車場	入場後2時間以内	無料
	入場後2時間超24時間以内	入場後2時間を起算点として1時間につき100円。ただし、500円を上限とする。
	入場後24時間超	500円に入場後24時間を起算点として1時間につき100円を加算した額 (加算額は、24時間ごとに500円を上限とする。)
越前たけふ駅第3駐車場	入場後2時間以内	無料
	入場後2時間超24時間以内	入場後2時間を起算点として1時間につき100円。ただし、400円を上限とする。
	入場後24時間超	400円に入場後24時間を起算点として1時間につき100円を加算した額 (加算額は、24時間ごとに400円を上限とする。)
<p>摘要</p> <p>利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とみなして算定する。</p>		

(3) 月ぎめ制によるもの

(1月につき)

越前市王子保駅駐車場	3,000円	利用期間が、1月未満の場合に
------------	--------	----------------

越前市武生駅東駐車場	6,000円	については、これを1月とみなす。
越前たけふ駅第4駐車場	4,000円	

別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市駐車場設置及び管理条例別表第1及び別表第2第2号の表の規定は、施行日以後に入場した車両に適用し、同日前に入場した車両については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

越前市下水道条例等の一部改正について

越前市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

越前市下水道条例等の一部を改正する条例

(越前市下水道条例の一部改正)

第 1 条 越前市下水道条例(平成 1 7 年越前市条例第 1 8 9 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 6 条関係)

(消費税等相当額を除く。)

種別	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1m <sup>3</sup> につき
一般汚水	5m <sup>3</sup>	1,250円	5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> 以下	25円
			10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下	166円
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下	203円
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下	221円
			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> 以下	240円
			300m <sup>3</sup> を超えるもの	258円
特別汚水	5m <sup>3</sup>	50円	5m <sup>3</sup> を超えるもの	5円

備考 使用日数が 1 5 日以下の月については、基本料金は基本料金の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、基本水量の欄及び超過水量の欄に掲げる数値は当該数値の 2 分の 1 の値とする。

(越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例

の一部改正)

第2条 越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成17年越前市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）従量制使用料

（消費税等相当額を除く。）

種別	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
一般汚水	5 m <sup>3</sup>	1,250円	5 m <sup>3</sup> を超え10 m <sup>3</sup> 以下	25円
			10 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> 以下	166円
			30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> 以下	203円
			50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> 以下	221円
			100 m <sup>3</sup> を超え300 m <sup>3</sup> 以下	240円
			300 m <sup>3</sup> を超えるもの	258円

備考 使用日数が15日以下の月については、基本料金は基本料金の欄に掲げる額の2分の1の額とし、基本水量の欄及び超過水量の欄に掲げる数値は当該数値の2分の1の値とする。

別表第3中「2,300円」を「2,875円」に、「500円」を「625円」に改め、同表備考第2項中「月は」を「月については」に改める。

（越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第3条 越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例（平成17年越前市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,300円」を「2,875円」に、「500円」を「625円」に改め、同表備考中「月は」を「月については」に改める。

別表第2中「6,600円」を「8,250円」に、「8,100円」を「10,125円」に、「11,300円」を「14,125円」に、「14,800円」を「18,500円」に、「21,500円」を「26,875円」に、「25,900円」を「32,375円」に、「30,300円」を「37,875円」に改め、同表備考中「月は」を「月については」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置及び激変緩和措置)

2 第1条の規定による改正後の越前市下水道条例の規定にかかわらず、令和8年8月又は同年9月に終期を迎える使用期における使用料については、なお従前の例によるものとし、令和8年10月から令和9年9月までの間に終期を迎える使用期における使用料については、改正後の別表中「1, 250円」を「1, 120円」と、「25円」を「22円」と、「166円」を「149円」と、「203円」を「181円」と、「221円」を「198円」と、「240円」を「215円」と、「258円」を「231円」と、「50円」を「45円」と、「5円」を「4円」と読み替えて適用する。

3 第2条の規定による改正後の越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例の規定にかかわらず、令和8年8月又は同年9月に終期を迎える使用期における使用料については、なお従前の例によるものとし、令和8年10月から令和9年9月までの間に終期を迎える使用期における使用料については、改正後の別表第2中「1, 250円」を「1, 120円」と、「25円」を「22円」と、「166円」を「149円」と、「203円」を「181円」と、「221円」を「198円」と、「240円」を「215円」と、「258円」を「231円」と、改正後の別表第3中「2, 875円」を「2, 576円」と、「625円」を「560円」と読み替えて適用する。

4 第3条の規定による改正後の越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例の規定にかかわらず、令和8年8月又は同年9月に終期を迎える使用期における使用料については、なお従前の例によるものとし、令和8年10月から令和9年9月までの間に終期を迎える使用期における使用料については、改正後の別表第1中「2, 875円」を「2, 576円」と、「625円」を「560円」と、改正後の別表第2中「8, 250円」を「7, 392円」と、

「10, 125円」を「9, 072円」と、「14, 125円」を「12, 656円」と、「18, 500円」を「16, 576円」と、「26, 875円」を「24, 080円」と、「32, 375円」を「29, 008円」と、「37, 875円」を「33, 936円」と読み替えて適用する。

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 4 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 平 林 透

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 4 7 条の 5 第 2 項」を「第 4 7 条の 5 第 3 項」に改め、「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同項第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、

「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2中「者」を「もの」に改め、「（種別割にあつては第1号に限る。）」を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自

動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とし、

同条に次の１項を加える。

19 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から

令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改

正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年越前市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 5 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

越前市長 平 林 透

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 2 項」を「附則第 15 条第 3 1 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 6 項」を「附則第 15 条第 3 5 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条

第 36 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 17 項中「、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「、第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 10 項及び第 12 項」を「附則第 11 項及び第 13 項」に、「附則第 10 項及び第 13 項」を「附則第 11 項及び第 14 項」に、「附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項」を「附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項」に、「附則第 13 項から前項まで」を「附則第 14 項から前項まで」に改め、同項を附則第 17 項とし、附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法

第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

9 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の越前市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 6 号

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

越前市長 平 林 透

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年越前市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旧武生市」を「本市」に改める。

附 則

この条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 3 条第 1 項の規定により越前市を原子力発電施設等立地地域として指定した旨の同条第 3 項の規定による公示の日から施行する。

議案第 49 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 7 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

越前市長 平 林 透

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 26 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

越前市議会委員会条例の一部改正について

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市議会議員	川崎悟司
〃	砂田竜一
〃	橋本弥登志
〃	清水一徳
〃	川崎俊之
〃	安立里美
〃	小形善信

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例

越前市議会委員会条例（平成 17 年越前市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「8 人」を「7 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の越前市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員（以下「委員等」という。）に互選又は選任されている者は、この条例の施行の日に、改正後の越前市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、委員等にそれぞれ互選又は選任されたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託されている事項は、それぞれ改正後の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託された事項とみなす。

報告第 3 号

令和 7 年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について

令和 7 年度越前市一般会計継続費通次繰越しについて、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳					
				予算計上額	前 年 度 繰越繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源				
											国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	2	児童福祉費	新公立認定こども園整備事業 (吉野地区認定こども園建築工事)	827,900,000	322,781,000		322,781,000	226,529,200	96,251,800	96,251,800	9,651,800		86,600,000	
10	教育費	6	保健体育費	スポーツ施設管理運営事業 (武道館耐震化機能向上工事)	345,297,000	134,258,000		134,258,000	47,526,000	86,732,000	86,732,000	2,932,000		83,800,000	
合 計					1,173,197,000	457,039,000		457,039,000	274,055,200	182,983,800	182,983,800	12,583,800		170,400,000	

報告第4号

令和7年度越前市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

令和7年度越前市一般会計繰越明許費繰越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年5月26日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	新幹線・並行在来線利用促進事業	297,000	263,375			200,000		63,375
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム管理事業	1,848,000	1,848,000	1,848,000				
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	253,480,000	13,380,000		13,380,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素社会実現事業	9,910,000	1,910,000		1,910,000			
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	1,992,000	1,992,000			1,400,000		592,000
		土地改良補助金事業	2,995,000	2,995,000					2,995,000
	2 林業費	林業施設管理事業	1,056,000	1,056,000					1,056,000
7 商工費	1 商工費	日野川地区工業用水道建設事業	1,901,000	1,901,000					1,901,000
		観光推進事業	20,000,000	20,000,000	7,600,000	10,000,000			2,400,000
8 土木費	2 道路橋梁費	県営道路整備事業	21,417,000	21,417,000			19,200,000		2,217,000
		補助道路整備事業	41,500,000	41,500,000		22,825,000	18,600,000		75,000
		単独道路整備事業	57,600,000	57,547,000			56,200,000		1,347,000
		雪寒地域道路整備事業	43,365,000	41,500,000		24,900,000	14,900,000		1,700,000
	3 河川費	県営河川改修事業	700,000	700,000			700,000		
単独河川改修事業		22,000,000	11,000,000			11,000,000			
10 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕事業	125,429,000	125,429,000		27,334,000	97,900,000		195,000
	3 中学校費	中学校施設営繕事業	58,751,000	58,751,000		9,172,000	49,500,000		79,000
13 諸支出金	1 公営企業費	水道事業会計事業	3,900,000	3,900,000					3,900,000
合計			668,141,000	407,089,375	7,600,000	111,369,000	289,600,000		18,520,375

報告第 5 号

令和 7 年度越前市一般会計事故繰越しの報告について

令和 7 年度越前市一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予定額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				支出済額	支出未済額			既 取 入 特定財源	未 取 入 特 定 財 源	一 般 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2	総務費	7 諸費	地域防災対策事業	6,406,400	2,000,000	4,406,400	4,406,400			4,400,000		6,400	地質調査を実施した結果、 地盤改良や埋設物の除去が 必要になり、工期に不測の 日数を要したため。
合 計			6,406,400	2,000,000	4,406,400	4,406,400			4,400,000		6,400		

報告第6号

令和7年度越前市水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について

令和7年度越前市水道事業会計予算継続費通次繰越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年5月26日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度繰越費予算現額			支払義務額	残 額	翌年度繰越総額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越額に要する購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設改良積立	損益剰余金	給水収益	
1	水道事業費用	1 営業費用 中平吹町簡水総合認可設計及び統合計画策定業務	円 31,867,000	円 9,560,000	円 9,560,000	円	円 9,560,000	円 9,560,000	円	円	円	円 9,560,000	円	
1	資本的支出	2 拡張費 旧白山簡水統合事業	円 499,276,000	円 199,711,000	円 199,711,000	円	円 199,711,000	円 199,711,000	円 199,700,000	円	円 11,000	円	円	

報告第7号

令和7年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について

令和7年度越前市水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年5月26日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						一般会計繰入金	工事負担金	国庫補助金	損益勘定金 損留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	原浄水施設改良事業	143,355,000	35,585,000	107,563,000				107,563,000	207,000	機器の納期遅延等により、工期を延長したため。
				送配水施設改良事業	244,090,000	82,845,970	113,497,000	3,900,000	9,167,000	6,000,000	94,430,000	47,747,030	国の補正による前倒し。関係機関との協議に日数を要したため等。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	給水収益	国庫補助金	損益勘定金 損留保資金			
1	水道事業費	1	営業費用	送配水施設改良事業	135,291,000	106,895,660	5,526,000	1,081,000	4,445,000		22,869,340	国の補正による前倒し。関係機関との協議に日数を要したため等。

報告第 8 号

令和 7 年度越前市下水道事業会計予算継続費遡次繰越しの報告について  
令和 7 年度越前市下水道事業会計予算継続費遡次繰越しについて、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る 繰越た 人 限 度 額
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				国庫補助金	企業債	損 留 保 定 金	
1	資本的 支出	1	延ス ト事 業 理 ツク マ ノ 業 場 マ ネ ジ メ ン ト 施 設 第 3 期	952,000,000	80,000,000	80,000,000		80,000,000	80,000,000	40,000,000	40,000,000		

報告第9号

令和7年度越前市下水道事業会計予算繰越しの報告について

令和7年度越前市下水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年5月26日提出

越前市長 平 林 透

令和7年度越前市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1	資本的 支出	1	建設改良費	管渠整備事業	311,545,000	195,005,230	23,746,000	8,123,000	15,600,000	23,000	92,793,770	国の補正による前倒し。 関係機関との協議に日数を要したため等。
				処理施設建設事業	263,666,000	166,834,000	88,162,000	44,081,000	31,000,000	13,081,000	8,670,000	国の補正による前倒し。 関係機関との協議に日数を要したため等。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	使用料収入			
1	下水道 事業費用	1	営業費用	越前市下水道使用料 改定検討業務 委託事業	4,000,000	4,000,000			4,000,000		債務負担行為による2か年継続 事業(初年度事業費を繰越)
				農業農村整備事業 総合支援事業	8,660,000	8,660,000	7,200,000	270,000	1,190,000		国の補正による前倒し。

報告第 10 号

賃貸借契約の変更の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第 2 条の規定により報告した賃貸借契約を次のとおり変更したので、報告する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

市が賃借人となる契約金額 2,000 万円以上の賃貸借契約

契約の名称	越前市町内 LED 防犯灯賃貸借契約
契約の目的	LED 防犯灯の賃貸借
契約の金額	当初契約金額 242,000,000 円 変更後契約金額 223,273,600 円
契約の方法	随意契約
契約の相手方の住所及び氏名	越前市芝原四丁目 5 番 22 号 林電気株式会社
契約締結の年月日	当初契約 令和 7 年 3 月 28 日 変更契約 令和 8 年 3 月 30 日
契約の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで (賃貸借の期間)
所 管 課	総務部市民協働課

報告第 1 1 号

賃貸借契約の変更の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第 2 条の規定により報告した賃貸借契約を次のとおり変更したので、報告する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

市が賃借人となる契約金額 2, 0 0 0 万円以上の賃貸借契約

契約の名称	令和 7 年度越前市 L E D 照明器具リース業務
契約の目的	L E D 照明器具の賃貸借
契約の金額	当初契約金額 1 4 4, 2 4 9, 6 0 0 円 変更後契約金額 1 4 9, 5 7 8, 9 6 8 円
契約の方法	制限付き一般競争入札による契約
契約の相手方の住所及び氏名	福井市大手 3 丁目 1 番 1 3 号 N E C キャピタルソリューション株式会社 福井営業所
契約締結の年月日	当初契約 令和 7 年 6 月 6 日 変更契約 令和 8 年 3 月 9 日
契約の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで (賃貸借の期間)
所 管 課	環境農林部環境政策課

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害の賠償について、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 8 号

損害の賠償について

本市は、事故被害者に対して、次により損害を賠償する。

令和 8 年 4 月 7 日専決

越前市長 平 林 透

1 賠償の理由

令和 8 年 1 月 1 8 日午後 1 時頃、越前市高木町地係市道第 4 4 8 8 号線において、相手方所有の自動車が走行した際、道路が破損しており、タイヤに損害が生じたので、過失割合に応じて賠償する。

2 賠償の金額 5, 6 1 0 円

3 賠償の相手方 越前市余田町  
個人

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害の賠償について、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 9 号

損害の賠償について

本市は、事故被害者に対して、次により損害を賠償する。

令和 8 年 4 月 7 日専決

越前市長 平 林 透

1 賠償の理由

令和 8 年 2 月 9 日午前 6 時 40 分頃、越前市南二丁目地係市道第 1283 号線において、相手方所有の自動車が側溝の上を通過した際、グレーチングがずれていたためグレーチングが跳ね上がり、車体に損害が生じたので、過失割合に応じて賠償する。

2 賠償の金額 19,600 円

3 賠償の相手方 越前市南二丁目  
個人

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害の賠償について、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

越前市長 平 林 透

記

専決第 1 0 号

損害の賠償について

本市は、事故被害者に対して、次により損害を賠償する。

令和 8 年 4 月 9 日専決

越前市長 平 林 透

1 賠償の理由

令和 8 年 2 月 2 1 日午前 9 時 1 0 分頃、越前市平林町地係市道第 4 0 6 0 号線において、相手方所有の自動車は側溝の上を通過した際、グレーチングが破損しており、タイヤに損害が生じたので、過失割合に応じて賠償する。

2 賠償の金額 4, 3 4 8 円

3 賠償の相手方 越前市平林町  
個人